

第百四十五回国会 参議院議院運営委員会會議録第十一号

平成十一年三月三十一日(水曜日)
午前九時四十分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

三重野栄子君

補欠選任
谷本 嶺君

三月二十九日

辞任

谷本 嶺君

補欠選任
三重野栄子君

出席者は左のとおり。

委員長 岡野 裕君
理事 上野 公成君
鈴木 政二君
西田 吉宏君
今泉 昭君
薬科 満治君
風間 昶君
吉川 春子君
三重野栄子君
戸田 邦司君
松岡満壽男君

委員

中川 義雄君
仲道 俊哉君
成瀬 守重君
森下 博之君
森田 次夫君
森山 裕君
山下 善彦君
笹野 貞子君

議長 高嶋 良充君
副議長 堀 利和君
前川 忠夫君
但馬 久美君
弘友 和夫君
林 紀子君

政府委員

自治政務次官 田野瀬良太郎君

事務局側

事務総長 堀川 久士君
事務次長 貝田 泰雄君
議事部長 石堂 武昭君
委員部長 川村 良典君
記録部長 林 五津夫君
警務部長 阿部 隆洋君
庶務部長 和田 征君
管理部長 姫井 紀雄君
国際部長 田邊 敏明君
国立国会図書館側
館長 戸張 正雄君
総務部長 宇治郷 毅君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件

○国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議院に出席する証人等の旅費及び日当支給規程

の一部改正に関する件

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件
○国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件

○納本制度調査会規程の一部改正に関する件
○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(岡野裕君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠選任を行いたいと思っております。

割り当て会派推薦のとおり、三重野栄子君を理事に選任することに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定いたします。

○委員長(岡野裕君) 次に、衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件を議題といたします。

政府委員から説明を聞きます。自治政務次官田野瀬良太郎君。

○政府委員(田野瀬良太郎君) 衆議院議員選挙区画定審議会委員荒尾正浩、石川忠雄、内田満、大林勝臣、大宅映子、塩野宏及び味村治の七君は、四月十日任期満了となりますが、七君を再任いたしたいので、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第六條第二項の規定により、両議院の同意を求め

るため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(岡野裕君) ただいま説明の人事案件について、これより採決を行います。

衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(岡野裕君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定をいたしました。

○委員長(岡野裕君) 次に、国立国会図書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長から説明を聞きます。

○事務総長(堀川久士君) 便宜私から御説明申し上げます。

本案は、国立国会図書館における図書館奉仕を改善するため、他の図書館及び個人に売り渡す出版物に関する規定を整備するとともに、児童書に関する図書館奉仕を国際的な連携のもとに行う支部図書館として国際子ども図書館を置くこととするものでございます。

なお、この法律のうち、国際子ども図書館の設置に係る部分につきましては、平成十二年一月一日から施行することとしております。

○委員長(岡野裕君) これより採決を行います。

○委員長(岡野裕君) 賛成者挙手

○委員長(岡野裕君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定をいたします。

○委員長(岡野裕君) 次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件及び参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長から説明を聞きます。

○事務総長(堀川久士君) 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件外一件について御説明申し上げます。

まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件であります。これは、本年四月から、証人等が出頭し、または陳述をした日の日当の額を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は現行二万七千四百円を二万九千四百円に、四時間以上の場合は現行二万五千四百円を二万五千六百円に、それぞれ改めようとするものであります。

次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正の件であります。

これは、事務局職員の定員を一名減らし、千二百七十二人に改めようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(岡野裕君) それでは、これより採決を行います。

まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定をいたします。

次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件につきまして、事務総長から説明のとおり

り改正することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡野裕君) 多数と認めます。よって、そのように決定いたしました。

○委員長(岡野裕君) 次に、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件及び納本制度調査会規程の一部改正に関する件を議題といたします。

図書館長から説明を聞きます。

○国立国会図書館長(戸張正雄君) 御説明申し上げます。

第一に、国立国会図書館組織規程の一部改正の件であります。これは、ただいま御決定いただきました国立国会図書館法の国際子ども図書館の設置等に係る規定の整備に伴い、国際子ども図書館の所掌事務を規定する等、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

第二に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件であります。これは、国際子ども図書館の設置に伴い、平成十二年一月から国立国会図書館職員の定員を十一人ふやし、八百六十人としようとするものでございます。

第三に、納本制度調査会規程の一部改正の件であります。これは、納本制度調査会に国立国会図書館納入出版物代金審議会を統合し、名称を納本制度審議会とする等、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(岡野裕君) ただいま説明の三件につきまして、図書館長説明のとおり改正することに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定いたします。

○委員長(岡野裕君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長から説明を聞きます。

○事務総長(堀川久士君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、国家公務員等の任命に関する件でございます。衆議院議員選挙区画定審議会委員七名の任命に関する同意についてお諮りいたします。採決は一括して行います。

次に、日程第一ないし第三を一括して議題とした後、地方行政・警察委員長が報告されます。採決は三案を一括して行います。

次に、日程第四について、財政・金融委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五及び第六を一括して議題とした後、文教・科学委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第七について、法務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第八について、農林水産委員長が報告され、小川敏夫君十分の討論の後、採決いたします。

次に、日程第九について、国民福祉委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第一〇について、経済・産業委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第一一について、国土・環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国立国会図書館法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会において御決定のありました参議院事務局職員定員規程改正案について起立採決いたします。

なお、本日の国家公務員等の任命に関する件及び法律案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約五十十分の見込みでございます。

○委員長(岡野裕君) ただいま事務総長から説明がありましたとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時四十八分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕
衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件
衆議院議員選挙区画定審議会委員

荒尾	正浩君
石川	忠雄君
内田	満君
大林	勝臣君
大宅	映子君
塩野	宏君
味村	治君
同	
同	
同	
同	
同	
同	

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
要綱

第一 他の図書館及び個人に売り渡す出版物に関する事項
館長の定める価格で他の図書館及び個人に売り渡す出版物を、国立国会図書館で作成した出版物とし、国立国会図書館で印刷した目録票という例示を削ること。(第二十一条第三号関係)

第二 国際子ども図書館に関する事項

一 設置
支部上野図書館を廃止し、おおむね十八歳以下の者が利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置くこと。(第二十二条第一項関係)

二 国際子ども図書館長
1 国際子ども図書館に、国際子ども図書館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうち

ちから、館長がこれを任命すること。(第二十二条第二項関係)

2 国際子ども図書館長は、館長の命を受けて、国際子ども図書館の事務を掌理すること。(第二十二条第三項関係)

第三 施行期日
この法律は、平成十二年一月一日から施行すること。ただし、第一については公布の日から施行すること。(附則関係)

国立国会図書館法の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)

改 正 案

第八章 その他の図書館及び一般公衆に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の奉仕及び収集資料は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民にこれを最大限に利用させる。この目的のために、館長は次の権能を有する。

一 館長の定める諸規程に従い、図書館の収集資料を国立国会図書館建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは陳列によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

現 行

第八章 その他の図書館及び一般公衆に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の奉仕及び収集資料は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民にこれを最大限に利用させる。この目的のために、館長は左の権能を有する。

一 館長の定める諸規程に従い、図書館の収集資料を国立国会図書館建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは陳列によつて、一般公衆の使用並びに研究の用に供する。且つ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

及び一覽表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

第二十二条 おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置く。

国際子ども図書館に国際子ども図書館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。

国際子ども図書館長は、館長の命を受けて、国際子ども図書館の事務を掌理する。

録及び一覽表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

第二十二条 図書及びその他の図書館資料を一般公衆の利用に供することを主たる目的とする支部図書館として、支部上野図書館を置く。

国会職員法の一部改正(新旧対照表)
国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)

改 正 案

第三十六条 国立国会図書館に設ける国会職員審査委員会の委員長は、国立国会図書館の館長、その委員には、国立国会図書館の副館長、局長、部長及び国際子ども図書館長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当たる。

現 行

第三十六条 国立国会図書館に設ける国会職員審査委員会の委員長は、国立国会図書館の館長、その委員には、国立国会図書館の副館長及び館長が指名する局長若しくは部長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当たる。

二 (略)

三 国立国会図書館で作成した出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。

四 日本の図書館資料資源に関する総合目録並びに全国の図書館資料資源の連係ある使用を実現するために必要な他の目録

二 (略)

三 国立国会図書館で印刷した目録票又はその他の出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。

四 日本の図書館資料資源に関する総合目録並びに全国の図書館資料資源の連係ある使用を実現するために必要な他の目録

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案要綱

証人等が出頭し、又は陳述をした日の日当の額を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は二万九百円(現行二万七千五百円)に、四時間以上の場合には二万五千六百円(現行二万五千四百円)に引き上げること。(別表第一関係)

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程(昭和二十二年九月一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

別表第二中「二〇、七〇〇円を」「二〇、九〇〇円に」「二五、四〇〇円を」「二五、六〇〇円」に改める。

附 則

この規程は、平成十一年四月一日から施行すること。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案 新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

別表第二(第二条、第三条関係)

車 賃 (一キロメートルにつき)	出頭し、又は陳述をした日		宿泊を要する場合には、上記の金額に証人等として出頭し、又は陳述をした日及びその前日並びに証人等として滞在した日にあつては一四、八〇〇円を、それ以外の日にあつては一三、三〇〇円を、それぞれ加えた金額とする。
	出頭し、又は陳述をした日以外の日	出頭し、又は陳述をした日	
三七円	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間未満の場合	二〇、九〇〇円	
	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間以上の場合	二五、六〇〇円	

別表第二(第二条、第三条関係)

車 賃 (一キロメートルにつき)	出頭し、又は陳述をした日		宿泊を要する場合には、上記の金額に証人等として出頭し、又は陳述をした日及びその前日並びに証人等として滞在した日にあつては一四、八〇〇円を、それ以外の日にあつては一三、三〇〇円を、それぞれ加えた金額とする。
	出頭し、又は陳述をした日以外の日	出頭し、又は陳述をした日	
三七円	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間未満の場合	二〇、七〇〇円	
	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間以上の場合	二五、四〇〇円	

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程
参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千二百七十三人」を「千二百七十二人」に改める。
附 則
この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案新旧対照表(抄)

改 正 案	現 行
第一条 参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く)の定員は、千二百七十二人とする。	第一条 参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く)の定員は、千二百七十三人とする。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案要綱
国際子ども図書館に関する事項
位置及び所掌事務
1 国際子ども図書館は、東京都台東区上野公園に置くこと。(第十条第一項関係)
2 国際子ども図書館においては、次の事務をつかさどること。(第十条第二項関係)
(一) 館長の定める児童書(国立国会図書館法第二十二條第一項に規定するおおむね十八歳以下の者が主たる利用者と想定される図書及びその他の図書館資料をいう。以下同じ。)及びその関連資料の整備、保管及び利用に関すること。

語資料の整理に関すること。
(三) (一)の児童書及びその関連資料の複写に関すること。
(四) 児童書に係る目録及び書誌の作成及び出版に関すること。
(五) 児童書に関する図書館奉仕の調査及び研究並びに研修に関すること。
(六) 児童書に関する図書館奉仕に係る図書館、図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。

二 職員等

1 国立国会図書館法第二十二條第二項の国際子ども図書館長は、司書のうちから命ぜらるること。(第二十二條の二関係)
2 国際子ども図書館に課を置くこと。(第二十五條第一項関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 印刷カードに関する事項

印刷カードの作成及び頒布に関する事務を削ること。(第五條第四号関係)

第三 施行期日

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行すること。ただし、第二については同法中第二十一條第三号の改正規定の施行の日から施行すること。(附則関係)

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「支部上野図書館」を「国際子ども図書館」に改める。

第二條第一項第十七号中「支部上野図書館」を「国際子ども図書館」に改める。

第四條中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十四号とし、同条中第十八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 博士論文の整理並びに博士論文の目録の作成及び出版に関する事項。

第五條中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六條第二号中「その他の資料」の下に「(国際子ども図書館に所属するものを除く。)」を加える。

第七條第六号中「国会分館所属の」を「国会分館、国際子ども図書館及び支部東洋文庫に所属する」に改める。

第八條第二号中「研修」の下に「(国際子ども図書館において行うものを除く。)」を加え、同条第六号中「協力」の下に「(収集部及び国際子ども図書館において行うものを除く。)」を加え、同条第七号中「図書館資料」の下に「(国際子ども図書館に所属するものを除く。)」を加える。

「第二章 支部上野図書館及び支部東洋文庫」を

「第二章 国際子ども図書館及び支部東洋文庫」に改める。

第十條を次のように改める。

(国際子ども図書館)

第十條 国際子ども図書館は、東京都台東区上野公園に置く。

2 国際子ども図書館においては、次の事務をつかさどる。

一 館長の定める児童書(館法第二十二條第一項に規定する図書及びその他の図書館資料をいう。以下この項において同じ。)及びその関連資料の整備、保管及び利用に関する事項。

二 前号の児童書及びその関連資料のうちアジア及び中東の諸言語による外国語資料の整理に関する事項。

三 第一号の児童書及びその関連資料の複写に関する事項。

四 児童書に係る目録及び書誌の作成及び出版に関する事項。

五 児童書に関する図書館奉仕の調査及び研究並びに研修に関する事項。

六 児童書に関する図書館奉仕に係る図書館、図書館関係団体等との連絡及び協力に関する事項。

第二十三條の次に次の一号を加える。

(国際子ども図書館長)

第二十三條の二 館法第二十二條第二項の国際子ども図書館長は、司書のうちから命ずる。

第二十四條の見出しを「(支部東洋文庫長)」に改め、同条中「支部図書館」を「支部東洋文庫」に、「支部図書館長」を「支部東洋文庫長」に改める。

第二十五條第一項中「及び国会分館」を「国会分館及び国際子ども図書館」に改める。

第二十八條第二項中「又は支部上野図書館」を削り、同条第二項中「又は支部上野図書館」を削る。

附 則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日(平成十一年一月一日)から施行する。ただし、第五條の改正規定は、同法中第二十一條第三号の改正規定の施行の日から施行する。

国立国会図書館組織規程の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)

改正案

目次

(略)
第二章 国際子ども図書館及び支部東洋文庫(第十條・第十一條)

(略)
第一章 中央の図書館
(総務部の事務)

第二條 総務部においては、次の事務をつかさどる。

一 一六 (略)
十七 国際子ども図書館及び支部東洋文庫との連絡調整に関する事項。

十八 (略)

2 (略)

(収集部の事務)
第四條 収集部においては、次の事務をつかさどる。

一 一七 (略)
八 博士論文の整理並びに博士論文の目録の作成及び出版に関する事項。

九 一三 (略)
十四 第十一号の資料の所蔵目録の作成及び出版並びに閲覧用目録の作成、維持及び管理に関する事項。

十五 一四 (略)
(図書館の事務)

第五條 図書館においては、次の事務をつかさどる。

一 一三 (略)
四 一七 (略)

(逐次刊行物部の事務)
第六條 逐次刊行物部においては、次の事務をつかさどる。

現行

目次

(略)
第二章 支部上野図書館及び支部東洋文庫(第十條・第十一條)

(略)
第一章 中央の図書館
(総務部の事務)

第二條 総務部においては、次の事務をつかさどる。

一 一六 (略)
十七 支部上野図書館及び支部東洋文庫との連絡調整に関する事項。

十八 (略)

2 (略)

(収集部の事務)
第四條 収集部においては、次の事務をつかさどる。

一 一七 (略)
八 一三 (略)
十三 第十一号の資料の所蔵目録の作成及び出版並びに閲覧用目録の作成、維持及び管理に関する事項。

十四 一四 (略)
(図書館の事務)

第五條 図書館においては、次の事務をつかさどる。

一 一三 (略)
四 印刷カードの作成及び頒布に関する事項。

(逐次刊行物部の事務)
第六條 逐次刊行物部においては、次の事務をつかさどる。

五 一八 (略)

一 (略)

二 図書館資料その他の資料(国際子ども図書館に所属するものを除く。)の複写に関する事。

三 (略)

(専門資料部の事務)

第七條 専門資料部においては、次の事務をつかさどる。

一五 (略)

六 図書館資料(国会分館、国際子ども図書館及び支部東洋文庫に所属するものを除く。)の利用に関する事務の総括及び利用者に関する事。

(図書館協力部の事務)

第八條 図書館協力部においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 図書館及び図書館情報学に関する調査及び研究並びに研修(国際子ども図書館において行うものを除く。)に関する事。

三五 (略)

六 図書館、図書館関係団体等との連絡及び協力(収集部及び国際子ども図書館において行うものを除く。)に関する事。

七 図書館による図書館資料(国際子ども図書館に所属するものを除く。)の利用に関する事。

八九 (略)

第二章 国際子ども図書館及び支部東洋文庫

(国際子ども図書館)

第十條 国際子ども図書館は、東京都台東区上野公園に置く。

2 国際子ども図書館においては、次の事務をつかさどる。

一 館長の定める児童書(館法第二十二條第一項に規定する図書及びその他の図書館資料をいう。以下この項において同

一 (略)

二 図書館資料その他の資料の複写に関する事。

三 (略)

(専門資料部の事務)

第七條 専門資料部においては、次の事務をつかさどる。

一五 (略)

六 図書館資料(国会分館所属のものを除く。)の利用に関する事務の総括及び利用者に関する事。

(図書館協力部の事務)

第八條 図書館協力部においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 図書館及び図書館情報学に関する調査及び研究並びに研修に関する事。

三五 (略)

六 図書館、図書館関係団体等との連絡及び協力に関する事。

七 図書館による図書館資料の利用に関する事。

八九 (略)

第一章 支部上野図書館及び支部東洋文庫

(支部上野図書館)

第十條 支部上野図書館は、東京都台東区上野公園に置く。

2 支部上野図書館においては、次の事務をつかさどる。

一 館長の定める図書館資料の保管及び利用に関する事。

二 博士論文その他館長の定める図書館資

料の整理に関する事。

三 前号の資料に係る目録の作成及び出版に関する事。

二 前号の児童書及びその関連資料のうちアジア及び中東の諸言語による外国語資料の整理に関する事。

三 第一号の児童書及びその関連資料の複写に関する事。

四 児童書に係る目録及び書誌の作成及び出版に関する事。

五 児童書に関する図書館奉仕の調査及び研究並びに研修に関する事。

六 児童書に関する図書館奉仕に係る図書館、図書館関係団体等との連絡及び協力に関する事。

第三章 職員等

(分館長)

第二十三條 (略)

(国際子ども図書館長)

第二十三條の二 館法第二十二條第二項の国際子ども図書館長は、司書のうちから命ずる。

(支部東洋文庫長)

第二十四條 支部東洋文庫に、支部東洋文庫長を置く。

2 支部東洋文庫長は、上司の命を受けて、支部東洋文庫の事務を掌理する。

(課及び課長)

第二十五條 局、部、国会分館及び国際子ども図書館に、課を置く。

2・3 (略)

(主任司書)

第二十八條 部に、主任司書若干人を置くことができる。

2 主任司書は、上司の命を受けて、部の所掌する事務のうち、重要な事項の企画及び調整に参画し、その一部を総括整理し、又は重要な事務をつかさどる。

料の整理に関する事。

三 前号の資料に係る目録の作成及び出版に関する事。

二 前号の児童書及びその関連資料のうちアジア及び中東の諸言語による外国語資料の整理に関する事。

三 第一号の児童書及びその関連資料の複写に関する事。

四 児童書に係る目録及び書誌の作成及び出版に関する事。

五 児童書に関する図書館奉仕の調査及び研究並びに研修に関する事。

六 児童書に関する図書館奉仕に係る図書館、図書館関係団体等との連絡及び協力に関する事。

第三章 職員等

(分館長)

第二十三條 (略)

(国際子ども図書館長)

第二十三條の二 館法第二十二條第二項の国際子ども図書館長は、司書のうちから命ずる。

(支部東洋文庫長)

第二十四條 支部図書館に、支部図書館長を置く。

2 支部図書館長は、上司の命を受けて、支部図書館の事務を掌理する。

(課及び課長)

第二十五條 局、部及び国会分館に、課を置く。

2・3 (略)

(主任司書)

第二十八條 部及び支部上野図書館に、主任司書若干人を置くことができる。

2 主任司書は、上司の命を受けて、部又は支部上野図書館の所掌する事務のうち、重要な事項の企画及び調整に参画し、その一部を総括整理し、又は重要な事務をつかさどる。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案要綱

第一 定員に関する事項

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年)から八百六十人に改めること。

第二 施行期日

この規程は、平成十二年一月一日から施行すること。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年)国立国会図書館規程(第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「八百四十九人」を「八百六十人」に改める。

附則

この規程は、平成十二年一月一日から施行すること。

国立国会図書館職員定員規程の一部改正(新旧対照表)

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年)国立国会図書館規程(第一号)

改 正 案	現 行
国立国会図書館職員(館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く)の定員は、八百六十人とする。	国立国会図書館職員(館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く)の定員は、八百四十人とする。

納本制度調査会規程の一部を改正する規程案要綱

第一 名称に関する事項

納本制度調査会の名称を納本制度審議会に改めること。(題名及び第一一条関係)

第二 目的に関する事項

納本制度審議会の目的を、納本制度の改善及び適正な運用に資することとする。(第一一条関係)

第三 所掌事務に関する事項

納本制度審議会の所掌事務に、館長の諮問に依り国立国会図書館法第二十五条第三項に規定する代償金の額に関する事項を調査審議すること及び当該事項について館長に意見を述べることとを加えること。(第一一条関係)

第四 組織に関する事項

一 委員の数を二十人以上とすること。(第三

条関係)

二 委員及び専門委員を非常勤とすること。(第四条第三項及び第六条第四項関係)

第五 部会に関する事項

一 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、国立国会図書館法第二十五条第三項に規定する代償金の額に関する事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」という)を置くこと。(第七条第一項関係)

二 部会に属すべき委員は、館長が指名すること。(第七条第二項関係)

三 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定めること。(第七条第三項関係)

四 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができること。(第八条関係)

五 審議会の議事に関する規定を部会の議事に準用すること。(第九条第三項関係)

第六 施行期日等

一 この規程は、平成十一年四月一日から施行すること。(附則第一項関係)

二 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館組織規程について所要の改正を行うこと。(附則第二項及び第三項関係)

納本制度調査会規程の一部を改正する規程案

納本制度調査会規程(平成九年)国立国会図書館規程(第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

納本制度審議会規程

第一条中「出版に係る社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な国内刊行出版物の収集を行うことの緊要性にかんがみ、」を削り、「昭和二十三年法律第五号」の下に、「以下「法」という。を加え、「」につき必要な改革の推進」を、改善及びその適正な運用に、「納本制度調査会(以下「調査会」を、納本制度審議会(以下「審議会」に改める。

第二条第一項中「調査会」を「審議会」に改め、「重要事項」の下に「及び法第二十五条第三項に規定する代償金の額に関する事項」を加え、同条第二項中「調査会」を「審議会」に改め、「規定する」の下に「納本制度に関する事項」を、「重要事項」の下に「及び代償金の額に関する事項」を加える。

第三条中「調査会」を「審議会」に、「十五人」を「二十人」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 委員は、非常勤とする。

第五条第一項及び第二項中「調査会」を「審議会」に改める。

第六条第一項中「調査会」を「審議会」に改め、同条に次の一項を加える。

4 専門委員は、非常勤とする。

第七条第一項を次のように改める。

審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、法第二十五条第三項に規定する代償金の額に関する事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」という)を置く。

第七条第二項中「及び専門委員」を削り、「会長」を「館長」に改め、同条第三項中「その部会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する」を「部会に属する委員の互選によってこれを定める」に改める。

第十条中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「調査会」を「審議会」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

第八条を第九条とし、第七條の次に次の一條を加える。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができ。

附 則

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

2 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年)国立国会図書館規程第三号の一部を次のように改正する。

第三条中「出版関係者その他の知識経験ある者の意見を徴し」を「納本制度審議会に諮問し」に改める。

3 国立国会図書館組織規程(昭和六十一年)国立国会図書館規程(第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第十八号中「納本制度調査会」を「納本制度審議会」に改める。

納本制度調査会規程の一部改正(新旧対照表)
納本制度調査会規程(平成九年国立国会図書館規程第一号)

改 正 案

納本制度審議会規程

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度(以下「納本制度」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、納本制度に関する重要事項及び法第二十五条第三項に規定する代償金の額に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する納本制度に関する重要事項及び代償金の額に関する事項に関し、館長に意見を述べることができ

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

第四条 (略)

2 (略)

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 (略)

現 行

納本制度調査会規程

(目的及び設置)

第一条 出版に係る社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な国内刊行出版物の収集を行うことの緊要性にかんがみ、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度(以下「納本制度」という。)につき必要な改革の推進に資するため、国立国会図書館に、納本制度調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、納本制度に関する重要事項を調査審議する。

2 調査会は、前項に規定する重要事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 調査会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 (略)

2 (略)

(会長)

第五条 調査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 (略)

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2・3 (略)

4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、法第二十五条第三項に規定する代償金の額に関する事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4・5 (略)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(専門委員)

第六条 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2・3 (略)

(部会)

第七条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

4・5 (略)

(議事)

第八条 調査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 調査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第九条 調査会の庶務は、国立国会図書館収集部において処理する。

(雑則)

第十条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)

改正案

第三条 法第二十五条第三項に規定する代償金につき、館長は、納本制度審議会に諮問し、その額を決定する。

現行

第三条 法第二十五条第三項に規定する代償金につき、館長は、出版関係者その他の知識経験ある者の意見を徴し、その額を決定する。

国立国会図書館組織規程の一部改正(新旧対照表)

国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)

改正案

(収集部の事務)
第四条 収集部においては、次の事務をつかさどる。
一十七 (略)
十八 納本制度審議会の庶務に関すること。

現行

(収集部の事務)
第四条 収集部においては、次の事務をつかさどる。
一十七 (略)
十八 納本制度調査会の庶務に関すること。

三月三十一日(水)の議事予定
国家公務員等の任命に関する件(同意)
衆議院議員選挙区画定審議会委員

荒尾 正浩君
石川 忠雄君
内田 満君
大林 勝臣君
大宅 映子君
塩野 宏君
同 味村 治君

日程第一 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第三 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第四 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第六 日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

討論 小川 敏夫君(民) 一〇分
日程第九 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一〇 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第一一 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
国立国会図書館法の一部を改正する法律
国立国会図書館法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第二十一条中「蒐集資料」を「収集資料」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「貸出」を「貸出し」に、「並びに」を「及び」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三号中「印刷した目録票又はその他の」を「作成した」に改め、同条第四号中「総合目録」を「総合目録」に、「連繫」を「連係」に改める。
第二十一条を次のように改める。

第二十一条 おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置く。
国際子ども図書館に国際子ども図書館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。
国際子ども図書館長は、館長の命を受けて、国際子ども図書館の事務を掌理する。

附則

1 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに同条第一号、同条第三号及び同条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。
2 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の

一部を次のように改正する。
第三十六条中「及び館長が指名する局長若しくは部長を、局長、部長及び国際子ども図書館長に、」を「当る」を「たる」に改める。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)
一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆)

平成十一年四月二日印刷

平成十一年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B